

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)	(抄)	1
○国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)	(抄)	7

改正案	現行
<p>（海洋・環境課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。次条第二号において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること（工事の実施の安全の確保に関することを除く。）。</p> <p>六～十三（略）</p> <p>（海岸・防災課の所掌事務）</p> <p>第六十三条 海岸・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関することを除く。）。</p> <p>二 港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害（地盤変動及び鉞害を含む。）の防止及び復旧に関すること（工事に係る補償、工事の実施の安全の確保及び工事の検査に関することを除く。）。</p> <p>三（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p>	<p>（海洋・環境課の所掌事務）</p> <p>第六十二条 海洋・環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 特定離島港湾施設（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設をいう。次条第二号において同じ。）の存する港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。</p> <p>六～十三（略）</p> <p>（海岸・防災課の所掌事務）</p> <p>第六十三条 海岸・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関すること（工事に係る補償及び工事の検査に関することを除く。）。</p> <p>二 港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。）及び航路に関する災害（地盤変動及び鉞害を含む。）の防止及び復旧に関すること（工事に係る補償及び工事の検査に関することを除く。）。</p> <p>三（略）</p> <p>附則</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p>

平成二十九年三月三十一日	(削る)	期 限	<p>第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の四において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。</p> <p>（国土政策局の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
(略)	(削る)	(削る)	

平成二十九年三月三十一日	平成二十七年三月三十一日	期 限	<p>第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の五において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。</p> <p>（国土政策局の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 国土政策局は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
(略)	<p>半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	

平成三十一年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	(略)
平成三十五年三月三十一日	(略)
平成三十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(削る)

第五条の四 (略)

(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)
 第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間

平成三十一年三月三十一日	(略)
平成三十三年三月三十一日	(略)
平成三十五年三月三十一日	(略)
(新設)	(新設)

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条の五 (略)

(国土政策局総務課の所掌事務についての読替え)
 第七条 国土政策局総務課の所掌事務については、第六十三条第四号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間

第五条の四 第二十條第一項の審議官（關係のある他の職を占める者をもつて充てられるもの以外のものに限る。）のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(削る)	(削る)
平成二十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)
 第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
(削る)	(削る)

において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十七年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、山村振興対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会
平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会及び離島振興対策分科会
平成二十九年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間	、豪雪地帯対策分科会及び離島振興対策分科会
(新設)	(新設)

(国土政策局地方振興課の所掌事務の特例)
 第八条 国土政策局地方振興課は、第六十七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

	平成二十九年三月三十一日	(略)	(削る)
	平成三十三年三月三十一日	(略)	振興山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	平成三十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に關すること。	半島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(道路局路政課の所掌事務の特例)
 第十六条 道路局路政課は、第七七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

	平成二十九年三月三十一日	(略)	半島振興対策実施地域の振興に關する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	平成三十三年三月三十一日	(略)	(新設)
	平成三十七年三月三十一日	半島振興法第十条の規定による道路の指定に關すること。	(新設)

(道路局路政課の所掌事務の特例)
 第十六条 道路局路政課は、第七七条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)
 第十八条 道路局環境安全課は、第一百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	平成三十三年三月三十一日	(削る)	(削る)	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
期限	平成三十七年三月三十一日	(削る)	(削る)	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)
 第十八条 道路局環境安全課は、第一百十二条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	平成二十七年三月三十一日	(新設)	(新設)	山村振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。
期限	平成三十三年三月三十一日	(新設)	(新設)	半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道の指定に関すること。

改 正 案

現 行

附 則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

附 則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の規定の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」とする。

期限	平成二十九年三月三十一日	平成三十五年三月三十一日	(削る)
分科会	(削る)	(略)	(削る)
法律の規定	(削る)	(略)	(削る)
課	(削る)	(略)	(削る)

期限	平成二十七年三月三十一日	平成二十九年三月三十一日	平成三十五年三月三十一日
分科会	山村振興対策分科会	(略)	(略)
法律の規定	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項及び第二十二條	(略)	(略)
課	国土交通省国土政策局地方振興課	(略)	(略)

山村振興法（昭和

<p>3 (略)</p> <p>2 前項の場合において、特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課の協力を得て処理するものとする。</p>	<p>平成三十七年 三月三十一日</p>	<p>山村振興対 策分科会</p>	<p>四十年法律第六十 四号) 第七條第一 項及び第二十二條</p>	<p>国土交通省国土政策 局地方振興課</p>
	<p>3 (略)</p> <p>2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課の協力を得て処理するものとする。</p>			
	<p>3 (略)</p> <p>2 前項の場合において、山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会の庶務は、農林水産省農村振興局農村政策部中山間地域振興課の協力を得て処理するものとする。</p>			
		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
		<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>